

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 民間都市開発推進機構の行う都市再生整備事業支援業務に係る公益的施設の範囲について、民間事業者間の交流又は連携の拠点となる集会施設その他国土交通大臣が定める施設とすること。

(第二十三条の二関係)

第二 民間事業者が国土交通大臣による民間都市再生整備事業計画の認定を申請することができる都市再生整備事業の規模について、三大都市圏の既成市街地等以外の区域内における都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設を有する建築物の整備に関する都市開発事業で国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、五百平方メートル以上とする特例措置等について平成三十四年三月三十一日まで延長すること。

(附則第二項関係)

第三 この政令は、平成三十一年四月一日から施行すること。